



2020年9月4日

各 位

会社名 文化シャッター株式会社  
代表者名 代表取締役社長 潮崎 敏彦  
(コード番号 5930 東証第一部)  
問合せ先 執行役員 CSR 統括部長 松山 成強  
(TEL 03-5844-7330)

### 公正取引委員会による審決のお知らせ

文化シャッター株式会社(社長:潮崎 敏彦)は、2010年6月9日に公正取引委員会より独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとして排除措置命令および課徴金納付命令を受け、2010年度に課徴金を納付しました。

その後、かかる排除措置命令および課徴金納付命令に対して、当社は審判手続きにおいて異議申し立てを行ってまいりましたところ、このたび公正取引委員会から、下記のとおり、当社の主張の一部を認める審決が下されました。

### 記

1. 審決年月日 2020年8月31日

#### 2. 審決内容概要

- 1) 審決概要 課徴金納付命令の一部を取り消し、その余の審判請求を棄却する。
- 2) 内容 当社の主張の一部が認められたことにより、課徴金額が減額されました。従って、当社は納付済みの課徴金のうち、取り消しがなされた部分に係る金額(4,470万円)に法令上の加算金が付加された上、本年度中に還付を受けることとなります。本還付金につきましては、本年度の特別利益として計上します。

#### 3. 今後について

当社は審決書の内容を精査し、審決取消申し立てについて検討します。

以上